

令和4年10月26日付

滝沢市教育委員会

1 感染防止のための基本的な考え方

感染症リスクを回避しながら、市民の郷土芸能発表の機会や郷土芸能鑑賞の機会を提供するために本ガイドラインを滝沢市郷土芸能まつり関係者が遵守し、各々が感染症対策に最大限努めるものとする。

特に密閉空間（換気の悪い場所）、密集場所（多くの人が密集している）、密閉場面（間近で会話や発声が行われる）いわゆる「三つの密」は感染リスクが高いと考えられるため、施設管理者、従事者等のすべての関係者と連携して最大限の対策を講じる。なお、本ガイドライン及び「新しい生活様式」の実践例を必ず郷土芸能まつり関係者全員に周知するよう徹底する。

2 郷土芸能まつりの実施について

郷土芸能まつりにおける基本的対応

①開催規模の縮小

- ・入場者数は施設定員の50%以内とする。
- ・各団体の発表内容を精選し、開催時間の短縮や休憩時間を確保する。

②来場者の感染予防

- ・発熱や体調不良の症状がある場合は来場を控えていただく。
- ・接触感染や飛沫感染を防ぐため、常時マスクの着用と会話抑制を心がける。
- ・ホール等の上演会場内での飲食は禁止とする。

③換気及び消毒

- ・会場内は可能な限り換気を行い、マイク、椅子などの共有物については適宜消毒を行う。楽屋、控室等においても常時換気を心がける。
- ・会議室、ホールの入口等に消毒液を設置し、出演者や入場者に手指消毒を徹底する。

(1) 主催者、出演者の感染症対策

出演者・主催者共通

- ・自宅で検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。発熱のほかに下記の症状に該当する場合も自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は自宅待機とする。
- ・関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

出演者

リハーサル・本番

- ・密を避けるため必要最低人数となるように工夫し、十分な間隔を取るよう心がける。
- ・控室の利用は最低限の出演準備とし、利用時間の短縮に努める。

- ・出演表現上困難な場合を除き、原則常時マスク着用とする。

主催者

リハーサル時・本番

- ・仕込み、リハーサル、撤去において十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- ・個票の管理により参加者の氏名、緊急連絡先の把握に努める。

(2) 来場者の感染症対策

公演前の対策

周知・広報

■ホームページ、広報で以下の場合には入場できない旨周知する。

- ・検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合。
- ・咳、咽頭痛などの症状がある場合。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等。

公演当日の対策

①受付時の対応について

■以下の場合に入場をお断りする

- ・検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合。
- ・咳、咽頭痛などの症状がある場合。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等。

■受付時の対応

- ・来場者から個票の記入をお願いする。
- ・パンフレット、チラシ、アンケート等の配布は、極力手渡しを避ける。

■入場時や館内放送により周知する

- ・手洗いや咳エチケットを推奨し、アルコール消毒薬を設置して手指消毒を依頼すること。
- ・マスク着用を依頼すること。
- ・会場内での会話は可能な限り控えるよう依頼すること。

②公演会場内の感染防止策

- ・感染予防について館内放送により注意喚起する。
- ・密集状況が発生しないように余裕をもった休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- ・客席は来場者間の間隔を確保した席配置とする。
- ・ホール通路の混雑を避けるためホールの入場は休憩時とし、公演中は入場を控える。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合

- ①感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。

- ②対応するスタッフは、マスクの着用を講じた上で対応する。
- ③対応の前後には手洗いや手指消毒を行う。
- ④速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

(4) 公演後の対策

- ・可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める。尚、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じる。
- ・感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

※本ガイドラインの他、関連する業種別ガイドラインに沿って運営をする。

- ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」